

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 事務連絡「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が発出される(厚生労働省)……………1
 - ◆ 「安全運転管理者」の義務の拡充について……………2
-

◆事務連絡「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が発出される(厚生労働省)

令和4年5月20日、新型コロナウイルスの感染対策をめぐる「マスクの着用」について、標記事務連絡が、自治体宛に発出されました。

これは、5月19日に厚生労働省アドバイザリーボードにおいて、発達心理と保育の専門家および専門家有志からのヒアリング等を踏まえて発出されたものです。

就学前児のマスク着用をめぐるっては、オミクロン株感染拡大時に、2歳以上児については、「発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨する」とされていました。

今般、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変わらないとしつつも、マスク着用が長期化するなかで表情が見えにくくなることや、熱中症のリスクも高まることが懸念されることから、子どものマスク着用について下記の通り考え方が示されています。

【子どものマスク着用に関する考え方】

- 2歳未満(乳幼児)は、引き続き、マスク着用は推奨しない。
- 2歳以上は、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

《オミクロン株対策以前の取扱い》

→「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスク着用を求めることは考えられる」

なお、施設内に感染者が生じている場合であっても、マスク着用を無理強いすることにならないよう、追って、留意点が示されるとともにリーフレット等にて周知・広報が行われる予定です。詳細が示され次第、あらためてご案内いたします。

事務連絡の内容の詳細は別添資料「1」をご確認ください。

◆ 「安全運転管理者」の義務の拡充について

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行され、「安全運転管理者」の業務が拡充されます。

一定台数以上の自動車を使用する事業者は自動車の安全な運転に必要な業務を行う「安全運転管理者」の選任が必須となっています。

乗車定員が11人以上の自動車の場合は1台以上、その他の自動車の場合は5台以上を使用している事業者は事業所ごとに「安全運転管理者」1名を選任する必要があります。

今回の義務の拡充では、「安全運転管理者」による、運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されます。詳細は以下の通りです。

【令和4年4月1日施行】

- 運転前後の運転手の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

【令和4年10月1日施行】

- 運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行うこと
- アルコール検知器を常時有効に保持すること

保育所や認定こども園等では園児の登降園の送迎の際に、乗車定員 11 人以上のマイクロバスなどを使用している園もあることから、要件を満たす施設においては「安全運転管理者」の選任および業務について遵守ください。

詳細は警視庁ホームページをご参照ください。

(安全運転管理者について)

■ホーム > 交通安全 > 交通事故防止 > 取り組み >安全運転管理者等法定講習
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/torikumi/drm_top.html

(安全運転管理者の義務の拡充について)

■ホーム > 各部局から > 交通局 > 飲酒運転根絶 >安全運転管理者の業務の拡充
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/index-2.html>